

日韓財産請求権問題の再考⁽¹⁾

—— 脱植民地主義の視角から ——

太 田 修

〔抄 録〕

2005年1月17日、韓国外交通商部は、日韓国交正常化交渉の財産請求権関連文書を初めて公開した。それらの文書は、財産請求権関連文書57件のうちの5件約1150頁で、主に1964、65年の資料である。韓国政府は、1994年から外交文書を公開し始め、97年には日韓交渉関連文書の一部を公開する方針だったが、日本の外務省が「日朝交渉や日韓の信頼関係への影響を強く懸念する」と、事実上の「非公開要請」を行ったことを受けて、日韓交渉関連文書は公開してこなかった。そのような経緯を考えれば、今回の資料公開は画期的なものである。本稿は、この新資料をもとに、財産請求権問題とは何だったのかを、脱植民地主義の視角から再考しようとするものである。

キーワード 日韓国交正常化交渉 (日韓交渉)、財産請求権、植民地支配の清算、脱植民地主義

はじめに

日本の敗戦直後、作家・中野重治は、GHQ (連合国軍最高司令官総司令部〈General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers〉) の中間賠償政策をふまえて、再刊された『アカハタ』につきのような短い文を載せた。

わたしの覚えちがひでなければ、連合軍司令部は日本政府に朝鮮へきくわん車を何台だすように命令した。／そこで考えてみよう。日本の国民生活にきくわん車が一番必要なものゝ一つだ。(中略) いゝきくわん車をできるだけたくさん人民の手に確保する必要がある。／それでは朝鮮へはぼろきくわん車を二・三台だすか。そんなことはできぬ。朝鮮の産業を一日もはやく恢復するため、日本の人民は立派なきくわん車を朝鮮の人民にださねばならぬ。(中略) ／そこで私は、宮廷列車のきくわん車をだすのがよからうと思ふ。(中略) あれをだすのが一番かしい策だとおもふが、国民の聲をきゝたい。朝鮮の兄弟の聲

をきゝたい。（なかの・しげはる）⁽²⁾

中野はここで、植民地支配の清算の具体像を明確にしているわけではなく、また被害者への補償問題に直接ふれているわけではない。が、日本の植民地支配の清算を「きくわん車をだす」ことに喩えて表現し、敗戦後の日本の課題が植民地支配の清算であることを鋭く問題提起していることは、間違いないと思われる⁽³⁾。中野は、おそらく日本の敗戦直後にいち早く植民地支配の清算に注目した日本人の一人だとしてもよいだろう。

ところが、このように敗戦直後の日本においても植民地支配の清算問題が提起されたにもかかわらず、残念ながら植民地支配の清算問題は今も未解決のままである。

中野が提起した植民地支配の清算問題は、日韓国交正常化交渉以後の歴史の中でどのように考えられ処理されてきたのだろうか。なぜ、植民地支配は未清算のままとなったのだろうか。日本の敗戦と朝鮮の「解放」から60年目、「日韓条約」（基本条約、財産請求権経済協力協定、在日韓国人法的地位協定、漁業協定、文化財・文化協力協定の総称）締結から40年目の今、あらためてそれを検証することが求められている。

以下この小論では、2005年1月に韓国で公開された新資料をもとに、日韓国交正常化交渉における財産請求権問題とはどのようなものだったのか、脱植民地主義の視角から考え直してみたい。

1. 最終段階での個人請求権の排除

2005年1月17日、韓国外交通商部（「部」は日本の「省」にあたる。以下、同様。）は、日韓国交正常化交渉における財産請求権関連文書を初めて公開した。今回の公文書の公開は、植民地支配・戦争被害者らが日韓交渉関連文書の公開を求めた訴訟の判決で、ソウル行政裁判所が財産請求権関連文書の開示を命じたことを受けたものだ。公開された文書は、財産請求権関連文書57件のうちの5件約1150頁で、主に1964、65年の資料である。

公開された財産請求権関連文書は、すでに公開されている経済協力関係の資料や非公式に流出していた資料などには見られないものであり、日韓交渉の最終段階での韓国側の政策決定過程、交渉の進捗状況がある程度知ることができる新資料だという点で重要である。

そして何より意義深いことは、以前、韓国政府が日本側の「非公開要請」などに配慮して公開しなかった外交文書を、盧武鉉^{ノムヒョン}政権が植民地支配・戦争による被害者らの声を重くみて公開に踏みきった点だ。韓国政府は、1994年から外交文書を公開し始め、97年には日韓交渉関連文書の一部を公開する方針だったが、日本の外務省が「日朝交渉や日韓の信頼関係への影響を強く懸念する」と、事実上の「非公開要請」を行ったことを受けて、これまで日韓交渉関連文書は公開してこなかった⁽⁴⁾。そうした経緯を考えれば、今回の資料公開は画期的である。

さて、今回公開された資料の中で日韓のメディアが最も注目したのは、1964年5月の段階で

韓国外務部が韓国人個人請求権問題に対して示した判断についての部分である。

1964年5月2日、経済企画院長官が「民間人保有対日財産に対する補償措置」に関して、「現在進行している対日交渉は、民間保有対日財産請求権の補償を前提にしたものか、または、個別的な補償を行わないことなのか」と外務部長官に問い合わせた⁽⁵⁾。

それに対して外務部長官は、5月8日、「日本と請求権問題を解決することになれば前記の個人請求権も含まれ解決されるものとなり、したがって政府は、個人請求権保有者に対して補償義務を負うことになる」、「当部としては個人が正当な請求権を持っている場合には政府がこれを補償しなければならないと考える」と回答し、韓国政府が個人請求権保有者に対して「補償義務を負う」という見解を示した⁽⁶⁾。当時の韓国政府が、日韓交渉の妥結により「個人請求権」消滅に伴う補償責任は韓国側にあると判断していたことが、この資料によって公式に確認されたといえる。

この資料が公開された後、個人補償が十分になされなかった責任は韓国政府にもあるという認識が、日韓のメディアを通して広がった。一方、韓国の多くの植民地支配・戦争被害者は、韓国側だけに責任があるとして日本側が傍観すべきではなく、当然のことながら個人補償が十分になされなかった責任は日本側にもある、と考えた。ここで、上の資料に記された「個人請求権」とはそもそもいかなるものかが問題となる。「個人請求権」について、歴史的に考えてみることである。すなわち、「請求権」という概念、日韓交渉での「請求権」に関する議論、歴史として検証することが必要となるが、それについては後述することにする。

次に、メディアの報道ではあまり注目されなかったが、「個人請求権」問題について別に重要な資料があったことを指摘しておく必要がある。日韓条約が締結されるちょうど2か月前の1965年4月に「請求権および経済協力委員会第一次会議」が開かれたが、そこでの双方のやりとりが興味深い。

4月16日、李圭星^{イギョソン}公使は佐藤正二外務省条約局外務参事官と会談を持った。その席で佐藤参事官は、請求権および経済協力問題など、いわゆる請求権に関する部分を自らが主管することになったとして次のように述べたという。

現在関係各省で、主として個人関係請求権に関してどのような問題があるのか調査、研究中有るとのことで、これにはどのような問題があるのか抽出してクラシファイ〔classify〕する問題と、クラシファイした後、そのような問題を法的にいかんにか処理するべきかという問題（現存する日本の国内法だけで処理可能か、韓国との協定に規定されるべきか、または韓国との協定に規定される場合、国内法と関連させる問題など）があり、そのような研究が必要であり、また法的な問題が多く、法制局との接触も必要なので時間がかかりそうだ⁽⁷⁾。

これに対して李公使は、「李・椎名合意事項によっていったん個人関係請求権が消滅したということが確認され、したがって今後の問題は、それを両国がそれぞれ国内的にどのように消化するのかが残されていると考える」と述べた⁽⁸⁾。

この時、韓国側が言及した「李・椎名合意事項」とは、1965年4月3日に李東元^{イ・ドンウォン}外務長官と椎名悦三郎外務大臣が「財産請求権及び経済協力協定」の骨子に合意したものだ。その「李・椎名合意事項」の「5、請求権の解決」では、日韓の財産と請求権に関する問題は「完全に、そして最終的に解決されたものとする」ことが規定されていた⁽⁹⁾。それは、6月22日に署名された「財産請求権及び経済協力協定」の第2条となる内容だが、李圭星公使の「個人関係請求権が消滅したということが確認され…」という発言は、「李・椎名合意事項」の「5、請求権の解決」の内容をふまえてなされたものだ。

さらに、4月20日に開かれた「請求権および経済協力委員会第一次会議」では、次のようなやりとりがあった。李圭星首席代表が「李・椎名合意事項第5項に規定されているように、完全、そして最終的にすべての請求権が解決された」と解釈できるので、この問題に関しては将来両国がそれぞれ国内的にどのように消化し、処理するのcaという問題のみ残っており、したがって特に問題はない」と16日の説明を繰り返した⁽¹⁰⁾。韓国側はできるだけ早く交渉の妥結に持ち込みたいと考えていたのである。

これに対して日本側は、「請求権の消滅問題」に関して、①「北韓に関する請求権問題」、②「個人請求権と関連して、朝鮮総督府と韓国政府との関連問題」、③「在日韓国人の請求権問題」、④「終戦（第二次大戦）の時点の解釈問題」など様々な問題があるとして、次のように主張した。

請求権の消滅問題に関して（中略）追究すればするほど難しい問題だと感じられてくる。特に、さまざまな個人の請求権がなくなるということであるから重大である。（中略）そのほかにも請求権の内容が各様各色なのでさまざまな複雑な問題があり、問題が多いのだが、後日、様々な紛争が生じるのを防がねばならず、従ってこの問題に関する互いの研究が必要だと考える⁽¹¹⁾。

この資料から読み取れることは、日本側が交渉の最終段階でも個人請求権を完全に消滅させるために、きわめて慎重かつ神経質になっていたことである。また日本側は、個人請求権の完全な消滅を急押しするために、「小細工」とも言うべき法的措置を準備していた。

まず、「財産請求権及び経済協力協定」第2条1項の内容に関連して、「財産及び請求権並びに経済協力に関する協定についての合意議事録」2（g）を作成し、韓国側に署名させたことである。この「合意議事録」2（g）は、日韓交渉において韓国側から提出された「『韓国の対日請求権要綱』（いわゆる8項目）」を含む対日請求権が「すべて完全かつ最終的に消滅」し、

「対日請求権に関してはいかなる主張もなしえなくなることが確認された」と明記している⁽¹²⁾。これは、大蔵省の強い要請によって外務省条約局条約課長・松永信雄が作成し、「李・椎名合意事項」と同じ4月3日に署名されたものだった⁽¹³⁾。

次に、「財産請求権及び経済協力協定」第2条第1項の請求権消滅の実施に伴う国内法案の作成が準備されていた。ここでいう国内法とは、日韓条約の批准書交換式がソウルで行われて発効する前日、1965年12月17日に公布された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（法律第144号）のことである。この法律は、「財産請求権及び経済協力協定」第2条第3項の「財産、権利及び利益に該当するもの」は、「昭和四十年六月二十二日において消滅したものとする」ことを、日本の国内法として規定したものだ⁽¹⁴⁾。この法案がいつ頃から準備されていたか明らかではないが、これも外務省条約局条約課が主管して法案を作成したという⁽¹⁵⁾。

このように日本側は、個人請求権の完全な消滅のために法的措置を講じていた。1962年の第6次交渉でも、個人請求権問題は日韓交渉ですべて処理してしまうべきだと韓国側に強く訴えていたが、日韓交渉妥結の前夜においても、将来、個人請求権問題が再燃することに重大な懸念を示し、やはり日韓条約で完全に処理してしまうべきだと考え、行動していたのである。

これらの資料から鮮明になってきたことは、日本側が個人請求権を封じこめるために、いかに官僚主義的な努力（交渉・法的措置）を行っていたかということである。そして、この個人請求権の封じ込めの背景には、サンフランシスコ平和条約第4条、つまり植民地主義の持続の「装置」と、それに基づく植民地支配未清算の歴史があったと考えられる。

2. 植民地支配の未清算

1952年に始まった日韓交渉は1965年に妥結し、その結果、日韓条約が締結された。その際、日韓間の財産・請求権問題について「財産請求権及び経済協力協定」第2条第1項で次のように定められた。

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されるものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する⁽¹⁶⁾。

これまで日本で多くの戦後補償裁判が行われてきたが、日本政府はこの「財産請求権及び経済協力協定」で日韓間の補償問題は解決済みだとの見解を示してきた。

しかし、ここで日韓交渉の歴史をよく考えてみる必要がある。そもそも財産請求権交渉は、日本と韓国の代表が日韓交渉の随所で何度も確認しているように、サンフランシスコ平和条約第4条（a）の規定に基づいて開始されたものである。その平和条約第四条（a）の内容は次の通りである。

（a）この条の（b）の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む。）で現にこれらの地域の施政を行なっている当局及びその住民（法人を含む。）に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権（債権を含む。）の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。第二条に掲げる地域にある連合国又はその国民の財産は、まだ返還されていない限り、施政を行っている当局が現状で返還しなければならない。（国民という語は、この条約で用いるときはいつでも、法人を含む。）⁽¹⁷⁾（下線は筆者）

この条文では、日韓双方の「財産」・「請求権」の処理は両政府間の「特別取極の主題とする」ことを規定しているだけで、「請求権」の内容と意味、性格を明確に定義しているとはいえない。さらに言えば「請求権」という言葉は、植民地支配・戦争による被害の清算や植民地主義の克服に基づく個人補償を意味する概念ではなく、むしろそれらを欠如したものだだったということである。

またサンフランシスコ平和条約第14条（a）に、「日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される」とされ、日本と交戦状態にあった連合国側の賠償について規定が設けられた⁽¹⁸⁾。一方、日本の植民地支配の清算については、いかなる規定、言及もなされていない。つまり平和条約は、植民地支配の清算という理念を欠如したものだだったといえる。

さらに最近の研究は、韓国がこの平和条約に署名できなかった理由について、韓国が連合国ではなかったという表向きの理由の裏にもう一つ別の真実があったことが指摘している。それによると、平和条約の起草に関与した米国と英国は、中国の代表権問題、戦後の植民地処理問題などの米ソ冷戦と米英間の利害関係を考慮して、韓国の平和条約署名を否定することになったのだが、その背景には植民地統治を「合法的」なものとする「帝国の論理」が横たわっていた⁽¹⁹⁾。すなわち、韓国の平和条約への署名を容認することが、日本の植民地統治の「合法性」を否定することにつながりかねず、そうならば欧米の植民地統治自体を否定する議論が噴出する恐れがあったのである。米国と英国は、そうした事態を避けることが必要だった、それゆえサンフランシスコ平和条約は、植民地主義の持続を容認するものとなったのである。

そして、この平和条約第4条（a）の規定に基づいて日韓財産請求権交渉が行われ、1965年

に「財産請求権及び経済協力協定」が締結された。実際に財産請求権交渉の過程では、植民地支配の清算という立場から交渉が行われたことは一度もなかった。

例えば、1953年に開かれた第3次交渉で、在韓日本人私有財産請求権を主張した日本側に対して、韓国側代表・洪璉基は、日本側の在韓日本人私有財産請求権を取り下げるよう求めるとともに、第1次交渉で提示した請求権要綱韓国側案の立場を次のように説明した。「元来韓国側は、36年間の日本の支配下で韓民族が受けた被害—例えば独立運動に従事した愛国者の投獄や虐殺、水原の虐殺、韓国人の基本的人権の剥奪、食糧の強制供出…、労働力搾取—などに対する補償を要求する権利を持っているが、韓国側はそれを要求しなかった」のであり、韓国側は植民地支配に対する「賠償」ではなく「純粋な法律的請求権」を要求しているのだ、と述べた⁽²⁰⁾。

また、財産請求権問題についての本格的な討議が行われた、1960年代の第5次・第6次交渉も、植民地支配問題を論じなかったという点では同様だった。まず第5次交渉では、韓国側が「請求権要綱韓国側案」（いわゆる「請求権8項目」）について説明を行ったのに対して、日本側は、徹底して「法的根拠」と「事実関係」の提示を求め、それが不可能ならば韓国側の請求権は成り立たないとした。韓国側は、一時的に「植民地支配政策」批判を武器に日本側に対抗しようとしたが⁽²¹⁾、植民地支配問題が平和条約第4条の規定にそぐわないとする日本側の反論にあい、結果的に「植民地支配政策」批判を取り下げざるをえなかった。

さらに第6次交渉では、「請求権要綱韓国側案」の第5項の個人請求権問題、特に「被徴用者の未収金」、「戦争による被徴用者の被害に対する補償」をめぐって「法的根拠」と「事実関係」について討議されたが、「法的根拠」「事実関係」とも不明確だということになり、論争の決着はつかなかった。こうして、植民地支配・戦争被害の清算については、十分な議論がなされないまま、交渉の議題から排除された⁽²²⁾。結局、植民地支配の清算のための議論は行われなかったということができる。

そして最終的には、よく知られているように「金・大平合意」により「経済協力」方式で処理されることになり、「財産請求権及び経済協力協定」が締結されることによって日韓の財産請求権は「完全かつ最終的に解決されたこと」となったのである。

したがって、財産請求権交渉とその結果締結された「財産請求権及び経済協力協定」も、最初から植民地支配の清算や植民地主義の克服に基づく個人補償の実現を追求するものではなかったのである。この点が重要である。

3. 日韓条約から「日韓共同宣言」への変化と無変化

しかしながら、その後、植民地支配に対する謝罪や真相糾明、補償のない日韓条約の立場はそのまま持続したわけではなかった。1980年代後半の韓国での政治的民主化の進展と世界的冷

戦体制の終焉により、日韓条約はしだいに揺らぎ始めたのである。1990年代に入ると、元日本軍慰安婦など被害者らが補償を求める声をあげ、日韓の支援者や市民運動がそれに連帯して本格的な戦後補償要求運動が始まった。

日本の内部でも緩やかだが変化が起こっていた。1990年代初めの宮沢政権と細川政権は植民地支配の責任を認める方向に動いた。そして周知の通り、戦後50年目の1995年8月15日、村山首相は閣議決定にもとづいて次のような談話を発表した。

わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は未来に過ち無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫（わ）びの気持ちを表明いたします⁽²³⁾。

このように日本政府は、アジアへの植民地支配と侵略に対して「痛切な反省の意を表し、心からのお詫（わ）びの気持ちを表明」したが、ここに示された立場は日韓条約にはみられなかったものである。こうした変化は、政治的には社会党連立政権が成立したことによって可能となったと言えるかも知れない。が、歴史の流れの中で評価するならば、元日本軍慰安婦ハルモニを始めとする植民地支配・戦争の被害者と日韓N G Oによる運動こそが日本政府の立場を変えたと考えられる。

この「村山談話」は1998年の「日韓共同宣言」にも受け継がれた。

小淵総理大臣は、今世紀の日韓両国関係を回顧し、我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫（わ）びを述べた⁽²⁴⁾。

金大中大統領は、小淵首相の歴史認識の表明を評価すると同時に、「両国が過去の不幸な歴史を乗り越えて和解と善隣友好協力に基づいた未来志向的な関係を発展させるためお互いに努力すること」を表明した。その後も日本政府は、「日韓共同宣言」の立場を堅持し続け、2002年の「日朝平壤宣言」にも同じ内容が盛り込まれて、現在に至っている。

日韓条約以降のもう一つの変化として見逃せないのは、日本政府が、在韓被爆者問題・サハリン在住韓国人問題・在日韓国人軍人軍属問題・日本軍慰安婦問題に対して不十分ながらも特別措置を講じてきたということである。日本政府は、過去の問題は「財産請求権及び経済協力協定」ですでに解決済みでありこれらの措置は補償ではないと今も言い続けているが、表向きの理屈はどうであれ、実質的には植民地支配の清算において未解決の問題が存在していると認

識しているからこそ、これまで特別措置を講じてきたわけである。

こうして日本政府は、植民地支配に対する謝罪や真相糾明、補償が欠如した日韓条約の立場を、植民地支配に対する「お詫(わ)び」を表明した「日韓共同宣言」の立場へと変化させた。「日韓共同宣言」は、韓国に対して植民地支配の清算の方向性を示したことに大きな意義があったといえる。ただし、「日韓共同宣言」には日韓条約から変化していない部分もあることも認識しておかねばならない。それは、依然として植民地支配に対する真相糾明と補償が欠如しているという点である。

むすびにかえて—脱植民地主義にむけて

以上のことから考えると、日本の課題は明快である。今後、「日韓共同宣言」に欠けていた真相糾明と補償を行っていくことである。

真相糾明の面では、韓国の特別法によって、2004年11月にて國務総理の下に設置された「日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会」の調査作業に可能な限り協力すべきだろう。また日本政府も、非公開としている日韓交渉関連資料や1945年以前の植民地支配関連資料などを積極的に公開しなければならない。

補償の面では、在韓被爆者・サハリン在住韓国人・在日韓国人軍人軍属・日本軍慰安婦問題への特別措置も、事実上、補償の一部であったことを認め、今後さらなる補償を進めていく必要がある。どのような補償が可能か、そのあり方を早急に考えねばならないが、例えば、2000年に中国人強制連行問題の解決のために設けられた「花岡平和友好基金」や、同じ年にドイツで制定された「補償基金設立法」、それに基づく補償基金「記憶、責任そして未来」などが参考になるだろう。また韓国のあるNGOがドイツの補償基金「記憶、責任そして未来」を参考にして「被害者補償基金構想」を提案していることは、一つの新しいアイデアとして、また新しい変化として注目すべきである。

21世紀に日本が東アジアの人々と共に生きていくためにも、そして何よりも被害者の恨^{ハミ}をはらすためにも、日本にとって今が植民地支配の清算を行う最後の機会である。

〔注〕

- (1) 本稿は、2005年6月3日から4日にかけて韓国で開かれた国際シンポジウム(진정한 한일 우호관계를 위한 반성과 제언 -From the '1905 Convention' to the 1965 Normalization of Diplomatic Relations between Korea and Japan: Reconsideration and Proposals for Genuine Reconciliation between the Two Countries, 2005.6.3-4, 대한민국 경기도 고양시 한국국제전시장(KINTEX), 주최: 서울대 한국문화연구소, 역사학회, 서울국제법연구원, 후원: 교육인적자원부, 조선일보사)での報告をまとめたものである。
- (2) なかの・しげはる「きくわん車の問題」『アカハタ』再刊第21号(1946年3月11日)「ウグールニク(とつけきたい)」欄(『中野重治全集』第12巻、筑摩書房、1979年、48～49頁)。この文章は、水

- 野直樹氏からご教示いただいた（水野直樹「敗戦後日本の知識人と朝鮮」＜帝国と思想＞研究会報告、2004年3月29日、神戸）。
- (3) 中野重治は、1947年4月に「娘子軍」という名前でながよばれてきた人々〔従軍慰安婦のこと－吉見〕のことを今こそ根こそぎに考える必要があるのではないか」（『人民戦線』第10・11合併号）と述べている（吉見義明『従軍慰安婦』岩波書店、1995年、235頁）。
 - (4) 『朝日新聞』1997年2月2日。
 - (5) 「조선은행을 비롯한 민간인 보유 대일재산에 대한 보상조치에 관하여」（경제기획원 장관이 외무부 장관에게 보낸 전문, 1964년 5월 2일）＜속개 제 6 차 한·일회담. 청구권위원회 회의록 및 경제협력문제, 1964＞723.1JA/762『韓国外交文書』（2005年1月17日公開分）.原文は以下の通り。「현재 진행되고 있는 청구권의 해결교섭은 민간보유 대일재산 청구권의 보상을 전제로 한 것인지 또는 개별적인 보상을 하지 않을 것인지의 여부」.
 - (6) 「민간인 보유 대일 재산청구권에 대한 보상 조치」（외무부 장관이 경제기획원 장관에게 보낸 전문, 1964년 5월 8일）＜속개 제 6 차 한·일회담. 청구권위원회 회의록 및 경제협력문제, 1964＞723.1JA/762『韓国外交文書』（2005年1月17日公開分）.原文は以下の通り。「일본과 청구권 문제를 해결하게 되면 전기한 개인 청구권도 포함해서 해결하는 것으로 되는 것이며, 따라서 정부는 개인 청구권 보유자에게 보상 의무를 지게 되는 것」,「당부로서는 개인이 정당한 청구권을 가지고 있을 경우에는 정부가 이를 보상하여야 한다고 생각하는 바」.
 - (7) 수석대표가 외무부 장관에게 보낸 전문, 1965년 4월 16일, <제 7 차 한일회담. 청구권관계 회의보고 및 훈련, 1965. 전 2 권 (V.2 1965.4.3 가서명 이후의 청구권 및 경제협력위원회, 1965.4-6)＞723.1JA/1468『韓国外交文書』（2005年1月17日公開分）.原文は以下の通り。「현재 관계 각성에서 주로 개인관계 청구권에 관하여 어떠한 문제가 있는가 조사 연구중에 있는 바, 이에 어떤 문제가 있는가 뽑아서 크라시화이하는 문제와 크라시화이 한 다음 그러한 문제를 법적으로 여하히 처리할 것인가의 문제（현존하는 일본 국내법만으로 처리 가능한가, 한국과의 협정에 규정되어야 할 것인가 또한 한국과의 협정에 규정되는 경우 국내법과 관련시키는 문제 등）가 있어서 이러한 연구가 필요하고 또한 법적인 문제가 많아서 법제국과의 접촉도 필요함으로 시간이 걸릴 것 같다고 함」.
 - (8) 同前.原文は以下の通り。「이 시이나 합의에 의하여 일단 개인관계 청구권이 소멸되었다 하는 것이 확인되었고 따라서 앞으로의 문제는 그것을 양국이 각각 국내적으로 어떻게 소화시킬 것인가가 남는 것으로 생각한다」.
 - (9) 「한일간 청구권 해결 및 경제협력에 관한 합의사항 보고 (1965.4.3)」李度晟編著『실록 박정희와 한일회담 -5·16에서 조인까지』도서출판 한송, 1995, 362-364 쪽.
 - (10) 「제 7 차 한일회담 청구권 및 경제협력위원회 제 1 차 회의 회의록」（1965년 4월 20일）＜제 7 차 한일회담. 청구권관계 회의보고 및 훈련, 1965. 전 2 권 (V.2 1965.4.3 가서명 이후의 청구권 및 경제협력위원회, 1965.4-6)＞723.1JA/1468『韓国外交文書』（2005年1月17日公開分）.原文は以下の通り。「이 시이나 합의사항 제 5 항에 규정되어 있는대로 완전히 그리고 최종적으로 모든 청구권이 해결되었다고 해석할 수 있으므로 이 문제에 관하여는 앞으로 양국이 각각 국내적으로 여하히 소화하며 처리할 것인가 하는 문제만이 남아 있는 것이며 따라서 별반 문제가 없지 않은가」.
 - (11) 同前.原文は以下の通り。「청구권 소멸문제에 관하여 …파고들면 들수록 점점 어렵게 느껴진다. 특히 여러가지 개인의 청구권이 없어진다는 것이므로 중대한 것이다. …그 밖에도 청구권의 내용이 각양 각색이므로 여러가지 복잡한 문제가 있어서 문제가 많은데 후일 여러가지 분쟁이 생기는 것을 막아야 할 것이며 따라서 이에 관한 서로의 연구가 필요하다고 생각한다」.
 - (12) 『時の法令（別冊）－日韓条約と国内法の解説－』1966年3月、182頁。なお、『朝鮮日報』（1965年6月23日）、『思想界』（1965年7月臨時増刊号）、『合同年鑑』（1966年版）は、この「合意議事録」2（g）の内容を削除した条文を載せている。どのような経緯で削除されたのかははっきりしないが、韓国政府が反対運動の昂揚を抑えるために削除した可能性が高い。
 - (13) 外務省アジア局北東アジア課日韓国交正常化交渉史編纂委員会「日韓交渉の回顧－条約課長として－（松永課長を中心に）」昭和46年（1971年）11月、50頁。
 - (14) 『時の法令別冊－日韓条約と国内法の解説』、1966年3月、201頁。
 - (15) 同前、64頁。

- (16) 『官報』(号外第135号) 昭和40年(1965年)12月18日、6頁。
- (17) 外務省条約局・法務府法制意見局編集『解説平和条約一付日米安全保障条約一』1951年、18～19頁。
- (18) 同前、37～40頁
- (19) 金民樹「対日講和条約と韓国参加問題」東京大学大学院総合文化研究科修士学位論文、2000年12月。
- (20) “STATEMENT ANSWERING THE SO-CALLED STATEMENT OF THE JAPANESE GOVERNMENT ON THE RUPTURE OF THE THIRD ROK-JAPAN CONFERENCE DATE OCT. 21 and 22, 1953”, By the Spokesman of the Korean Delegation to the ROK-JAPAN Conference, October 23, 1953 (原文は英文、外務部政務局『韓日會談略記』1955年3月、487～489頁)。
- (21) 太田修『日韓交渉—請求権問題の研究』クレイン、2003年、163～171頁。
- (22) 同前、194頁。
- (23) 『朝日新聞』1995年8月15日、夕刊。
- (24) 『朝日新聞』1998年10月8日、夕刊。
- (25) 日本政府は、第二次世界大戦中に日本企業に徴用・雇用され、死亡した朝鮮半島出身者の実態を把握するため、国内の企業約100社を対象に調査票を送付し、結果を韓国側に伝えることを決め(『朝日新聞』2005年5月5日)、5月6日の日韓外相会談でそれを確認した(『朝日新聞』2005年5月7日)。この調査の過程で100柱余りの遺骨が東日本の寺院などに安置されることがわかり、日韓両政府の審議官級協議で具体的な返還方法について話し合うという(『朝日新聞』2005年5月9日)。これらの措置は評価すべきことだが、さらに真相糾明作業を進める必要がある。

(おおた おさむ 人文学科)
2005年10月19日受理